

# 第 1 7 1 号 答 申

## 第 1 審査会の結論

名古屋市交通局長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定のうち、審査請求の対象となる行政文書に記載されている法人（以下「本件法人」という。）の名称（以下「本件法人名」という。）を非公開とした決定は妥当でないので公開すべきである。

## 第 2 審査請求に至る経過

1 平成25年 4月 4日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、今池駅始め 3駅エレベーター製造・設置工事及び国際センター駅エレベーター 1号機製造・設置工事（以下これらを「本件工事」という。）の入札に関して、下記(1) から(8) までに掲げる行政文書の公開請求を行った。

- (1) 予定価格設定のために業者から入手した下見積書又は下見積りの比較表（以下「本件公開請求①」という。）
- (2) 予定価格調書（以下「本件公開請求②」という。）
- (3) 入札（見積）調書（以下「本件公開請求③」という。）
- (4) 入札結果一覧表（以下「本件公開請求④」という。）
- (5) 開札結果（以下「本件公開請求⑤」という。）
- (6) エレベーターの仕様一覧表が記載された図面などの、昇降機設備の基本仕様、付加仕様並びにかご及び乗場の意匠仕様がわかる文書又は図面（建物平面図、配置図並びにインジケータ、ボタン及び操作盤の意匠図面を除く。）（以下「本件公開請求⑥」という。）
- (7) 予定価格の積算書又は設計書のすべて（以下「本件公開請求⑦」という。）
- (8) 改修工事については、改修内容、既設流用品又は新規手配品の区分及び既設エレベーターのメーカー名がわかる文書（以下「本件公開請求⑧」という。）

2 同月18日、実施機関は、上記の公開請求に対して、次のとおり公開決定、一部公開決定及び非公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

### (1) 公開決定

	特定した行政文書
本件公開請求②	本件工事に関する予定価格調書
本件公開請求④	本件工事に関する入札結果一覧表
本件公開請求⑥	本件工事のうち国際センター駅エレベーター 1号機製造・設置工事に関する昇降機図面
本件公開請求⑦	本件工事に関する設計書

(2) 一部公開決定（以下「本件処分」という。）

	特定した行政文書	非公開事由
本件公開請求①	本件工事に関する見積比較書（以下これらを「本件見積比較書」という。）	条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当見積比較書の内訳書記載金額及び法人名は、技術能力、価格情報等当該法人の機密情報であり、当該見積書が第三者に開示されることにより、事業活動上不利益になるため。
本件公開請求⑥	本件工事のうち今池駅始め 3 駅エレベーター製造・設置工事に関する昇降機図面	条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当設計者の氏名及び登録番号は特定個人を識別できる情報であり、通常他人に知られたくないと認められるものであるため。

(3) 非公開決定

	非公開事由
本件公開請求③	該当する文書は存在しない。
本件公開請求⑤	該当する文書は存在しない。
本件公開請求⑧	本件工事は、すべて新設工事であるため、該当文書は存在しない。

3 同年 5 月 13 日、審査請求人は、本件処分のうち、本件見積比較書に記載された本件法人名及び複数台数案件の号機別の単価（以下「号機別単価」という。）を非公開とした部分を不服として、実施機関に対して審査請求を行った。

### 第 3 審査請求人の主張

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分のうち、本件法人名及び号機別単価を非公開とした部分を取り消す、との決定を求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 下見積りも入札時の見積りも、本件法人が総コストに営業判断に基づく利益を上乗せして出す金額で、当該上乗せ額が下見積りでは最大に、入札時の見積りでは最小となるということ以外に、本質的な属性上の差異はない。

(2) 下見積りは、本件法人が十分な利益を確保するために設定したもので、総コストとは最もかけ離れた金額となっており、当該金額から総コストを推測することは不可能であるため、本件法人の機密情報とは言えない。

(3) 実施機関が発注する昇降機設備工事の受注を目指す業者にとって、自らに有利な予定価格が設定されるように下見積りを出すのは当然の営業行為であり、提出した以上、その情報が第三者に公開される可能性があることは当たり前である。

(4) 名古屋市長に対して別途行った公開請求においては、対象工事が 1台の案件について、見積りの総額、即ち号機別の単価が公開されているのに関わらず、複数台数の案件になると号機別単価を非開示とする根拠はない。

ただし、実施機関から非公開を意図したものではないとの説明があったため、別途公開請求をすることとし、本件審査請求の対象から除外する。

#### 第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件法人がどのような採算で予定価格を設定するための下見積書を提出するのかは、当該法人のノウハウに関する情報である。また、下見積書はあくまで任意で提供を受けるものであるから、初めから公開されることが明らかな入札価格とは異なる性質のものである。
- 2 下見積りの価格を比較すると、確かに査定されることを踏まえて利益確保のための価格が余裕率として上乗せされていると思われるが、当該価格が途方もなく高額であるか否かは実施機関が判断する事項ではない。  
また、余裕率が上乗せされているからといって当該価格が本件法人のノウハウに基づくものではなくるとは考えられず、どの程度の利益を確保するかという部分も含め当該企業のノウハウであり、公にすることにより当該法人の競争上の利益が損なわれる。
- 3 工事の諸条件等により同等規模のエレベーターであっても価格差が発生する可能性があり、他都市の工事価格を参考にはできるが一概に比較対象とすることはできない。したがって、エレベーター工事の予定価格を設定するためには、複数の業者からの見積書を参考にするしか方法がなく、任意の見積書徴取は必要不可欠である。
- 4 本件見積比較書は、直接工事費についてのみ本件法人からの見積書を参考にしており、号機ごとの直接工事費について作成されており、複数台数案件においても号機ごとの直接工事費の合計は公開している。なお、もともと共通費も含めた号機別単価は、当該文書に記載されていなかったものであり、非公開を意図しておらず、問合せに対して口頭等で情報提供することは可能である。

#### 第 5 審査会の判断

## 1 争点

本件法人名が条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するか否かが争点となっている。

## 2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

## 3 予定価格の設定について

実施機関が入札による契約を締結するにあたっては、名古屋市交通局契約規程（昭和39年交通局管理規程第18号）第 3 条に基づき、あらかじめ当該事項に関する設計書、仕様書等によって予定価格を定めなければならない。また、同条第 5 項により、その予定価格は、契約の目的物について取引の実例価格、需給状況、履行の難易その他価格の算定に必要な条件を考慮して適正に定めなければならないとされている。

なお、実施機関は、名古屋市交通局契約事務手続要綱（平成18年 3月31日局長決裁。以下「要綱」という。）第19条に基づき、工事請負契約、国等で公表された基準で積算した業務委託契約等を競争入札に付す場合は、予定価格を事前に公表している。

## 4 エレベーター工事の予定価格の設定について

実施機関は、エレベーター工事については、交通局営繕課 建築設備工事積算基準に基づき、3者以上を原則として内訳まで記載された見積書を徴取し、そのうちの最低金額に査定率を掛けて予定価格を設定している。

見積書の徴取にあたって契約等の行為は発生せず、その提出は任意である。また、見積書の公開の可否について、事前に取り決めはなされていない。

査定率は、前年度の実施機関の発注案件の落札率を調査、検討し、市場価格として適正であるか検証の上で設定される。

## 5 本件見積比較書について

本件見積比較書は、実施機関が発注を予定していた本件工事の入札にあたり、予定価格を設定するために作成された文書であり、本件法人名、本件法人が提示した見積金額の総額及び内訳並びに査定率が記載されている。

これらの情報のうち、見積金額の総額及び査定率は、本件処分において既に公開

されている。

6 エレベーター工事の入札金額等の公表について

要綱第71条の規定により、入札により契約を締結したときは、入札者及び落札者の名称及び入札金額を公表することとされており、これらの情報は本市のウェブサイトにおいて閲覧することができる。

7 本件法人名の条例第 7条第 1項第 2号該当性について

当審査会は、本件法人名が条例第 7条第 1項第 2号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、法人の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件法人名は、実施機関が入札を予定している本件工事の予定価格を設定するにあたり参考とするため、当該工事の入札参加候補者の中から選定され、見積書を提出した法人の名称であることから、法人の事業活動に関する情報であることは明らかである。

(3) 次に、本件法人名を公開すると、本件法人に明らかに不利益を与えるか否かについて検討する。

ア 実施機関は、本件処分において本件見積比較書に記載されている見積金額の総額を公開していることから、本件法人名を公開することにより、見積書を提出した法人名及び実施機関が予定価格の設定に用いた見積金額が明らかとなると主張している。

イ 本件法人は、エレベーター工事の見積金額が入札の予定価格設定の際の基礎となることを前提に、自ら当該入札に参加する可能性も考慮の上、コスト、利益等を総合的に勘案して見積金額を決定しているものと考えられることから、見積金額は、本件法人の事業活動上の一定のノウハウを有していると認められる。

ウ 他方、入札価格も、一般的には入札参加者がコスト、利益等を総合的に勘案した上で決定するものであることから、見積金額と同様に、入札参加者の事業活動上の一定のノウハウを有しているものであると認められるが、上記 6のとおり、入札者名及び入札価格は、契約締結後に公表されている。

エ また、公共工事の発注に伴う予定価格の設定に当たっては設定過程においても透明性及び説明責任が求められ、見積書徴取に当たって本件法人名を公開し

ないとの条件を付しているなどの事情もない。

オ したがって、見積金額の総額と同程度の事業活動上のノウハウ性を有した入札金額が、契約締結後に入札者名と併せて公表されている事実に鑑みると、提示した見積金額の総額が明らかになったとしても、本件法人の競争上の利益が損なわれる等、当該法人に明らかに不利益を与えるとは認められない。

(4) 以上のことから、本件法人名は条例第 7条第 1項第 2号に該当するとは認められない。

#### 8 号機別単価について

審査請求人は、号機別単価についても公開とすべきであると主張しているが、本件見積比較書に記載されている号機別単価は、本件処分において既に公開されており、その他の号機別単価は、本件見積比較書には記載されていないことから、当審査会としては判断しない。

9 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

### 第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成25年 5月31日	諮問書の受理
6月10日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
7月 2日	実施機関の弁明意見書を受理
7月12日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
7月22日	審査請求人の反論意見書を受理
12月13日 (第157回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
平成26年 2月14日 (第159回審査会)	調査審議
3月20日 (第160回審査会)	調査審議
5月16日 (第162回審査会)	調査審議

10月22日 (第167回審査会)	調査審議
12月12日 (第169回審査会)	調査審議
平成27年 5月22日 (第174回審査会)	調査審議
6月25日	答申